

岡山市省エネ機器導入補助金

市内の中小・小規模事業者の将来的なコスト低減を集中的に支援するため、工場・店舗・事務所等へ設置する事業用の省エネ機器の購入・設置経費の一部を助成します。

補助対象者

以下の①～④のいずれにも該当する中小・小規模事業者

①主たる事業所（※）が岡山市内にある者

※法人の場合：登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗
個人事業主の場合：本社として位置付けている事業所（店舗等）

②令和4年1月から8月までの任意の1か月間に市内の事業所で使用した電気代（又はガス代）の支払額（税込み）が3万円以上の者

③令和4年10月3日（月）から令和4年12月23日（金）までに下記の省エネ機器の購入、設置、支払いが完了できる者

④今後も事業を継続する意思がある者

〈注意事項〉

- ・1事業者1回限りの申請です。
- ・「誓約・同意」に記載の内容を遵守していただきます。

補助額（税抜き部分を補助）

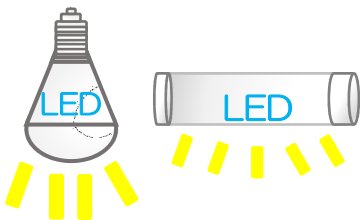
法人：**15万円** 個人事業主：**10万円**

補助の対象となる事業用の省エネ機器

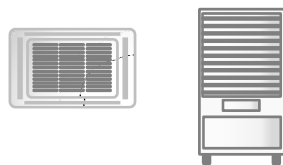
- ・事業用の機器・設備に限ります。下記の①～③の種別が補助対象です。（市内の工場・店舗・事務所等へ設置するもの。**自宅兼事務所等への設置は対象外。**）
- ・購入、設置に要した経費が**法人15万円以上（税抜き）、個人事業主10万円以上（税抜き）のものを1台のみ**（LED照明は一式）申請いただけます。

< 種別 >

①LED照明機器

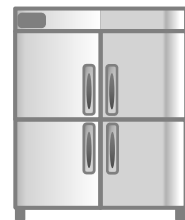


②空調機器（エアコン）



※温度及び湿度を調整する機能があること。

③冷凍・冷蔵庫



申請期間

令和4年10月3日（月）～令和4年12月23日（金）

※申請期間中でも予算に達し次第、受付を終了します。

問い合わせ・申請サポート先

岡山市省エネ機器導入補助金コールセンター（9時～17時：土日祝日除く）

TEL：086-232-2255

岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所

申請方法等は裏面をご確認ください。

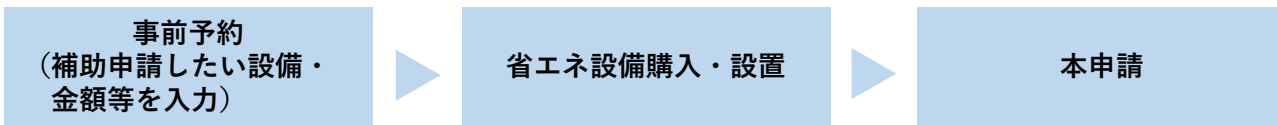
申請手続き



オンライン申請による受付のみとなります。申請は以下URLより行ってください。

URL : <https://syoene.okayama-shinsei.jp/>

【申請の流れ】



★主な添付書類（詳しくはオンライン申請時にご確認ください。）

○事前予約

- 省エネ機器購入・設置経費の金額を証する書類（見積書等）
- 令和4年1月から8月までの任意の1か月間に市内の事業所で使用した電気代又はガス代の支払いを証する書類（領収書、請求書と通帳の写し・利用明細等）※税込3万円以上であること。
- 直近の確定申告書・決算書(収受印のあるもの又はe-Taxの場合は受信通知)
- 振込口座の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）例：運転免許証（表裏）、パスポートの写し

○本申請

- 導入した省エネ機器の設置状況が確認できる写真
- 省エネ機器購入・設置経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）
- 事前予約時に添付した見積書等に変更が生じた場合、変更後の見積書等(省エネ機器の種別が変わらないこと。)

※LED照明機器から空調機器への変更等、機器の種別変更は不可。

本補助金制度における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ○個人事業主（商工業者であること） ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 <ol style="list-style-type: none"> 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること 認定特定非営利活動法人でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 ○協同組合等の組合 ○任意団体等 ○宗教上の組織又は団体、政治団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が認める事業者 ○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師 ○個人農林漁業者及び農事組合法人

中小・小規模事業者（下記のいずれかを満たすこと）

業種分類表	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※代表者、役員、パートを除く

不正受給は重大な犯罪です！刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。